

標 題：

1974年海上人命安全条約改正
第II-2章，第18.7規則

NK テクニカル インフォメーション

No. 104

平成4 年1 月31日

船主，造船所 各位

拝啓，貴社ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて，1992年2 月1 日付で発効する1974年海上人命安全条約の一部改正規則中，第II-2章第18.7規則は，全ての船舶に対し主管庁の認める適当な消火設備を塗料庫と可燃性液体収納庫に設置するよう要求しております。

1992年2 月1 日以降に建造される船舶は，船籍国政府から特別な指示のないかぎり，下記の要件に適合した消火装置を設置する必要がありますのでお知らせ致します。

また，1992年2 月1 日以前に建造された現存船に対する要件及び猶予期間については，各国政府別に調査中であり，判明次第，別途お知らせ致します。

記

1. 塗料庫及び可燃性液体収納庫の甲板床面積が4 平方メートル以上の場合，当該区画の外から操作できる次のいずれかの固定式消火装置，又は本会の適当と認める固定式消火装置とする。
 - 固定式炭酸ガス消火装置
 - 固定式加圧水噴霧装置
 - 固定式粉末消火装置
2. 塗料庫及び可燃性液体収納庫の甲板床面積が4 平方メートル未満の場合，炭酸ガス式，粉末式持ち運び消火器又は，本会の適当と認める持ち運び消火器とすることができる。但し，持ち運び消火器は当該区画の入口の外側に配置すること。

以 上